

〔浦崎みゆき議員 登壇〕

○10番 浦崎みゆきさん 皆さん、こんにちは。本日最後でありますので、目を覚ましていただけてよろしくお願ひいたします。

それでは一括質問をして答弁いただき、後に再質問を行います。まず、「さくらねこ」について。(1) 本町の猫に対する苦情などの状況はどうか。(2) さくらねこ事業モデル地区の概要とはどのようなものか。(3) さくらねこ事業に対する本町の取組はどうなっているか。(4) 本町が希望団体等に対応出来るよう捕獲機やゲージを貸し出す体制はとれないか、お伺ひします。

それから大きな2番、「福祉行政」について。(1) 障がい者を持つ子の親の相談体制はどのようになっているか。(2) 本町に「障がい者の地域生活支援拠点」はあるか。

大きな3番、町民サービス拡充について。(1) 死亡届出後に必要な手続をまとめた「おくやみハンドブック」を作成を出来ないか。以上、お伺ひいたします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目、さくらねこについて、(1)についてお答えします。町内における猫に対する苦情は主に敷地内に「ふん尿をする」、「生ごみをあさる」、「鳴き声がうるさい」などの相談があります。(2)についてお答えします。さくらねこ事業とは地域住民が主体となって「飼い主のいない猫」を捕獲し、不妊去勢手術を行い、捕獲した元の場所に戻し、「地域の猫」として一代限りの命を全うさせ、「飼い主のいない猫」に関わる苦情や殺処分の減少に寄与する活動です。元の場所に戻す際、印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットをするため「さくらねこ」と言われます。モデル地区とは、希望する地域より沖縄県動物愛護管理センターに申請し、市町村の合意後に沖縄県により選定され、支援等を受けながらさくらねこ事業に取り組む地域のことです。(3)についてお答えします。さくらねこ事業は、自治会や地域などが実施主体となることから、制度を説明し、実施を希望する自治会等に去勢避妊手術に必要な「さくらねこチケット」の手配等を町で支援しながら取り組んでいます。(4)についてお答えします。現在町では、猫捕獲器やゲージを所有しておりませんので、貸し出す体制は取れない状況であります。

質問事項2点目の福祉行政について、(1)についてお答えします。町の基幹相談支援員、地域包括支援センター、社協のCSW、計画相談支援事業所が相談を受けております。(2)についてお答えします。現在本町に「障がい者の地域生活支援拠点」はありません。

質問事項3点目、町民サービス拡充についてお答えします。死亡届出受付の際に、「おくやみハンドブック」と同様の、南風原町版の「死亡届後の手続各課ご案内」をご遺族や葬儀社の方にお渡ししております。以上であります。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 答弁ありがとうございます。それではまず、さくらねこのほう

から質問を行いたいと思います。最近、テレビ番組の中においても、動物特集などが多く、愛らしい猫の姿に癒されている方も多いことだと思います。反面、猫のふん尿被害に悩まされている方々も少なくありません。沖縄県においては平成31年度から動物基金のさくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）で発行している無料不妊手術チケットの交付窓口として行われており、飼い主のいない猫が、今以上に数が増えないように、TNR活動を行っております。本町におきましても、動物との共生社会を目指して、積極的な広報活動、広報誌に猫や動物の写真等も募集をして載せていること、非常に好評だと思っております。その辺も含めまして、今回は、不妊手術をした猫の耳をV字カットした形が桜の花びらに似ていることから「さくらねこ」と呼ばれている猫について質問をいたします。

質問の前に、不妊手術済みの目印として猫の耳先をVカットします。これは不妊手術の際に全身麻酔がかけられており、そのとき一緒に耳をカットするため、猫は痛みを感じません。この目印がないと何度も捕獲されることがあるために、カットして目印にしているということです。TNR活動とは、トラップ、捕獲、最初に捕まえて、ニューターで、去勢不妊手術をして、リターンで、元の場所に戻すことを行うことによって、頭数をコントロールする活動となっております。

そこでまず（１）からお伺いいたします。これはもちろん、ふん尿、生ごみ、鳴き声などの相談があるということですが、私、平成29年9月にも殺処分ゼロを目指してということで質問をしましたが、その殺処分ゼロを目指して頑張っているのが、この動物基金の方々でありますけれども、この相談の中で、例えばどの地域でとか、特定、最も多いところがあるのか、その辺とかありますか。地域によって苦情が多い地域とかありますでしょうか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 特に指定された場所はありませんけれども、やはり町内全体的に苦情があつたりします。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 全体的にそのような苦情があちこちからあるということでしょう。

やはりさくらねこを行うことによって、去勢手術がなされるわけで、猫は手術した後はすごくおとなしくなるんですって。鳴き声とかも。発情期の鳴き声もなくなるし、非常におとなしくなって、さくらねこをしたところは、必ず餌のやり場と、その後のトイレの設置も皆さんでやっていただけるようにということで、初めてさくらねこを実施するということですので、しっかりとトイレもやるし、そこで片づけもそこの方たちが地域でやるし、餌やりもその方たちがやってまた片づけるということで、本当にいいことづくめの運動だと私は感じております。

そこで、（２）のモデル地区事業の概要について答弁がありましたけれども、ちょっと分からないところがありますので教えてください。モデル地区というのは、希望する地域

より、沖縄県動物愛護センターに申請をして、市町村の合意後に沖縄県に選出されるというところの意味合いをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん お答えします。町内でやっているさくらねこの無料不妊手術の事業については、モデル地区ではありません。これは以前、区長会のほうでそういう事業があるので導入はどうかと説明をしたときに、やはり地域でいろいろ問題になっている場所がありましたので、地域で育てる猫ですので、地域で話合いができないと難しい部分がありましたので、やりたいと手を挙げられた自治会から先にやっていただいております。モデル地区というのは、このようにさくら事業をやりますよということで、町のほうで主導を取ってやる部分ですので、今、町が主導を取るのではなくて、地域猫なので、地域の方を中心に動いてもらう事業を行政としては手助けをしている状態です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 分かりました。それでは、町がモデル地区となることも考えられるわけですね。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 今のところ、やはり地域で猫を育てていってほしいというのがありますので、町がモデル事業としてやることは、今のところ考えておりません。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん それでは今やっただいていてる自治会、直近でしたら北丘ハイツとか宮平区でも行いましたけれども、そういう感じで、例えば自治体が話し合って、うちの自治会はこういうモデル地区になりたいという話合いがなされて、同意の下にみんなですべてをやっていこうということであればモデル地区になるのか。あるいはまた少人数のボランティアとして、そういうことをやりたいと町に申し出た場合、そういうふうにしてモデル地区になった場合は、1匹でも2匹でも、愛護センターに持って行って、手術をしていただけるといふものなのか。どうなのでしょう。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん モデル事業は、これは町単位でやっているのではなくて、県のほうがモデル事業としてやっておりますので、県のほうからそういうお話があって自治体ですか、そこの地区に手を挙げていただいとということになって、調整が入ってきます。町にモデル事業としてというわけではありません。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 分かりました。それでは、町としては、今やっている事業として、(3)になっていくわけですが、困っている自治体、そういう声を聞いたときにこういう事業がありますと。さくらねこ事業がありますと。チケットが割当てられているのですか。それともその都度県に申請をして、枚数をいただくのか。この辺の仕組みをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 町で取り入れているものは、公営財団法人動物基金費のさくらねこ無料不妊手術事業というところに登録しています。そこに行政枠で登録しております。町内のある地区でそういう希望があった場合、行政枠を利用してチケットを何枚ということでお渡ししております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 分かりました。直近、私に分かる範囲は、北丘ハイツ、宮平自治会でもやったわけですが、ほかにも、本年、昨年でもいいのですが、やったところがありますでしょうか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 今、このさくらねこをやっているところは、令和元年から始まっています。ただ、場所を公言してしまうと、ほかからの流入といいますか、よそから猫が入り込むというのが、ほかの地区であつたらしいので、だから場所はお答えできませんけれども、令和元年度は1か所、今年については2か所、令和元年から引き続きやって、1年で終わるわけではありませんから、これは継続しないといけませんので、令和元年は1か所、令和2年についてはプラス2か所、計3か所でやっております。現在、今年度のさくらねこは、17頭になっております。令和元年は14頭おりましたので、合わせて31頭となっております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。今、3か所がやっているということで、この3か所は、毎年毎年そういう申請が来て初めて、町で動くわけですか。例えば、いついつやりたいので、今回は何枚ぐらいくださいとか、不定期でそういう申請が町に来るのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん お答えします。すぐ何枚くださいというわけにはいきませんので、前もって打合せがありますので、ゲージも町が独自に持っているわけではありません。これは、愛護団体から借りたりしないといけませんので、その辺の連絡をしております。チケットも、動物基金のほうに行政枠で申請しますけれども、すぐにはもらえませんので、いつからいつやりますからということで申請をした後に何枚ということでチケットが来ますので、また必要な地域にはそれぞれ何枚ずつあげるということになります。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん それでは（４）と関連いたしますけれども、今回、宮平のほうに私も参加させていただいたのですが、やはり先ほど課長がおっしゃられたように、発案から実行まで、7月ぐらいに発想があって、実際に準備が整ってできるまでには、11月でしたので、4か月ぐらいかかっているのです。この辺は時間がかかり過ぎて、その間にも子猫は増え続けるわけです。その辺はどのようにすれば……、町としてはもう受付……、電話が来た時点でしか動けないものなのか、このチケット枚数というのは。現状はどうか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん それぞれの地区は事情があると思いますが、行政枠はある程度期間を長めに取っておりますので、余分にありますので、すぐ云々ではありません。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 行政枠はどれぐらいありますか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 動物基金のほうに出していただくのですが、市町村に何枚という制限はありませんので、何枚というお答えは難しい部分です。ただ、こちらのほうは多めにお願いしています。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん どちらかというと、体制としては整っていないような感じもあるわけですが、（４）などは現在、捕獲機やゲージなどは所有しておりませんということで、さくらねこを推進していこうとしたときには、どうしても、今やっていただい

ている方に、いろいろ準備してもらって、町は今、券だけを発行、要するに無効と連携してチケットだけをいただいて、どうぞ皆さんやってくださいという形に見えますので、もう少し皆さんからの苦情があらこちら、町内からあるわけですから、猫は本当にどんどん数が増え続けていくのです。1匹から50頭は確実にと。つがいからです。そういうふうになっていきますし、ですから、被害は一番住民に来るわけです。これはどうしてもなくならないわけです。だから頭数を制限して、これ以上産まれてこないようにして、今いる猫の一生を、地域猫としてみんなでかわいがっていくような方向性がいいと思うのですが、町としては、さくらねこ活動を、今後どのようにしていこうという姿勢でしょうか。進めていくのか、それとも来るだけでいいよなのか。その辺を確認したいと思います。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 問題になっている猫を殺処分するというのは、やはり問題だと思います。それを防ぐためには、やはり地域で問題になっているのが殺したら駄目ということではなくて、地域で育てるためにはどうしても1人だけの意見だけではなくて、周りの理解が必要なのです。餌やりもそうだし、ふん被害もありますので、どこでふんをさせるか。その辺、十分に地域で話し合いをしないとこの事業が進められません。それで、多分、先ほど時間がかかり過ぎだとおっしゃっていたのですが、それは地域への説明といえますか、納得の上でやっていただかないと続かない事業ですので、お互いに納得した上で猫を育てていこうという段階で、猫を捕まえるという作業が入りますので、そのあたりに時間がかかっておりますので、町としても任せきりではありません。必要ならば説明に伺ったりとかはしておりますので、捕獲機の愛護団体からの借入れも私たちのほうでやって調整しております、最初導入したときは職員も捕獲作業には関わっております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。方向としては、やはり同じように住民も一緒にという形だと思います。それで、さくらねこのボランティアをなさっている方の話を聞きましたら、やはりTNRをやった後からは、住民の意識が変わってきているということで、最初はいろいろ苦情もあったけれども、やはりこれを進めていくうちに、鳴き声も捨て猫も少なくなってきたということで、やはり一生懸命やっている姿にも感動したと思うのですが、やはり一番嫌うのはふん尿の被害とか、また育てている野菜を踏んづけられたりとか、ごみが荒らされたり、鳴き声も、その辺も全部解決の方向に持っていくますので、そこで本当に希望団体が増えるように、やはり冒頭申し上げましたように、広報紙でしっかりその辺もやっていますし、3月にもTNRの活動の展示パネルをして、すごく積極的な姿勢というのが分かりますので、今、一歩踏み込んだ、各自治会にも、例えば展示ができるようなものとか、みんなで犬猫をかわいがっていきましょうみたいな、そういったものが必要ではないかと思います。なかなか広報紙等では思いはつながらないと思いますし、各自治体にも、しっかりさくらねこの活動を広げて、話をしていって広げていただければ、町全体に対する苦情とかもなくなると思っております。私は宮平なの

で宮平から話は聞いておりませんが、町からゲージや捕獲機の提供もありますけれども、自分たちで借りてきたような現状もありましたので、そういうことを聞くと、どうしてもさくらねこをやるのにいろいろ手間がかかって、順番立てもよく分からないというところもありますので、その辺もしっかり考えていただいて、これからやろうという人に対して、ゲージも自分で準備しないといけないとなると、ええという感じになってしまうので、やはり本町にゲージがないので貸し出す体制が取れないということですが、その辺、すぐ実行できるような体制を整えておくというのは、町の役目ではないかと考えますが、捕獲機、またはゲージ、是非予算化していただいて、いつでもできる体制が取れないかどうか、お願いいたします。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん ゲージの金額がなかなかの金額になっております。もちろん予算が関わってきますので、今後どうするか検討したいと思います。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 予算面でちょっとということで、では町長、是非、このゲージ、捕獲機、1個5,000円ぐらいですよ。違いますか。できる範囲内で。もっと低いか高いか分かりませんが、私が見たものはアマゾンで5,000円ぐらいのものがあつたのですが、是非予算の確保をお願いして、さくらねこ運動を本当に進めていって、本当に皆さんがみんなでかわいがっていただけるような、猫が来たら「しっし」とかではなくて、奥武島はさくらねこでいっぱいでございます。そういったもので、みんなが癒される猫と共存していく、共生、一緒に住んでいくまちづくりをしていただきたいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。本当に申し訳ないのですが、さくらねこ事業に関しましては、今回のみゆき議員のご質問で、私もちょっと調べて理解をしたつもりですが、事業主体といいますか、それが県で、実際実行するのは地域の自治会、あるいはまたボランティア団体とか、そういうところだということで、間の行政、町が抜けているような感じもしないわけではないのですが、そういう中で、先ほど出ました捕獲機、ゲージをそろえるというのは町の役割かどうか、そのあたりも含めて、町としてどういう手助けができるか、少しお時間をいただいて検討させていただきたいと思います。金額が5,000円ないしというお話があるようですが、そのあたりも、例えば全額町でやるのか、あるいはまた事業主体の件からの、何らかの助成はなのかどうか、そのあたりも調査したいと思いますので、少し時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。是非県にも働きかけていただいて、よろしく願い申し上げます。

それでは2番目の福祉行政についてお伺いいたします。基幹相談支援員、障がい者を持つ親の相談体制ですけれども、地域包括支援センター、そういったところで相談を受けていますということですが、それぞれ、これまで何名ぐらい相談に来られたのか。また、基幹相談支援員、センター、CSW、計画相談支援員は、それぞれ何人いらっしゃいますか。

○議長 玉城 勇君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん お答えします。基幹相談支援員の相談は、令和元年度の実績では障がい者の相談が82件、障がい児の相談が36件、合計118件です。基幹相談支援員は今現在2名おります。地域包括支援センターは、高齢者についての相談ですが、高齢者からの相談を通して障がい者の相談につながる場合がありますけれども、実績については、高齢者の相談の集計は行っていますけれども、その中の障がい者の相談に限定した集計は取っておりませんので、報告はできません。あと、社協のCSWについては、障がい者の地域の主な相談窓口になっておりますが、令和元年度の実績は、障がい者の相談が3,675件、障がい児の相談が233件、合計3,908件となっております。CSWは今現在7名となっております。計画相談支援事業所は、地域に民間の事業所としてありますので、そこでの相談件数は、町のほうでは把握しておりませんけれども、その相談から実際、サービスにつながり、利用決定している人数は、令和元年の実績では障がい者が415件、障がい児が274件、合計689件となっております。この計画相談員の人数は、今手元に資料として持っていないので、今、お答えはできません。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。この質問をしたのは、特に知的障がい者を持つ親の相談場所がどこに行ってもいいかわからないということがありまして、福祉制度は本当にいっぱいありまして、一元的に相談できる……、私の言っている今回の質問は、障がいを持っていて、要するに学校も卒業して成人期における知的障がい者を持つ親の相談する場所です。やはり子供の将来のこととか、例えば親自身が病気や、突然の事故などがあつたときに、この障がいを持っている子供のケアは一体どうなっていくのかとか、そういう相談体制が本町にはあるのかということで、質問をさせていただいております。それで、(2)の障がい者の地域生活支援拠点はないということでありましたけれども、これは今の相談体制として取れていると認識しているのかどうかだけ確認します。

○議長 玉城 勇君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん お答えします。相談に関しては相談体制は取れていると考えております。ただ、地域生活支援拠点については、相談を受けた後も、次のつなぎ



先とか事業所とかにしっかりつなげるようにということで、コーディネーターの配置とかも国の制度としてはあります。その辺は、これからコーディネーターについては検討していくというところです。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん それでは、地域生活支援拠点自体を置くというか、例えば部署でも構いませんけれども、そういったことはお考えではないということでしょうか。

○議長 玉城 勇君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん この地域生活支援拠点は、国の計画の基本指針として令和5年度末までに整備するようにという目標が立てられていますので、本町としてもその目標に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。それでは令和5年に向けてやっていたくということで。これは例えば、県の知的の相談するところ、県が指定した相談場所というのがあるのですか。今は町だけで十分相談体制は取れているのか。例えば、町に来たときに、県のそういった施設がありますということで、向こうで相談してくださいという、県とのあれもあるのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 障がい者の相談については、市町村が相談を主に受けることになっておりますので、県にその相談場所があるかということでは、県のほうにはありません。市町村で相談を受けて、その後、またサービス事業所につなぐとか、障がい者の支援施設、事業所につなぐとかというふうになります。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん これを質問した際には、なかなかこういったもので、相談する人はどこに行っても相談はするのですが、ただ何となく漠然としていて、どこに相談に行ったらいいかわからないということで、親亡き後の相談をメインにした行政書士やファイナンシャルプランナーの人たちが自主的に立ち上げている相談のところがあって、沖縄県にはないのですが、そういうのがありまして、できれば町のホームページ等でも、結局、これがいっぱい立ち上がってきているということは、それだけ心配している方がたくさんいらっしゃるということです。またそういった親亡き後の相談支援とか、そういった

項目とかがあれば、入っていきやすいと思いますので、この辺のご検討もよろしくお願ひしたいと思ひます。今の体制と、令和5年に向けてのしっかりとした体制をしていただけるように、よろしくお願ひいたします。この質問は終わります。

3番目ですけれども、おくやみハンドブックというものを質問いたしました。そして答弁としては、死亡届の際に手続の各課ご案内をしておりますということで答弁をいただいて、私のほうももらいましたけれども、これは、実際に死亡届をしてきた方に配っているわけでしょうか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 答えします。死亡届を出された際に、ご遺族の方が来られたときにお渡しします。代理で葬儀屋さんが来た場合も葬儀屋さんに、ご遺族にお渡しくださいということでお願ひはしております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 私がこの質問をしたのは、町のホームページを見ても、それから暮らしの便利帳の中にも死亡届が見つからなくて、一体どこでどんなふうに、今の時代は生前何とかして、葬儀社にも前もって自分の亡き後、いろいろとシミュレーションしたり、そういうのもありますし、やはり心配だと思います。そういった意味合いで、実際に死亡届を出したとき、もちろん葬儀社ですけれども、やはりそのときになってばらばらと見て、こんなにいっぱいやることあるのかということもありますし、南風原町においては、町の手続のみですね。町内。相続とかも書かれていますけれども、ほかにもいろいろと、ネットで見ましたら、いろいろな生命保険の手続やら、そこは入っているところの会社に問い合わせてくださいということで、遺族にとっては、親がどんな保険に入っていたのかとか、そういうことを文字に書いて出されると、そういえば生命保険ってどうなっているんだろうとか、そういったところにも行くわけでありまして、私が申し上げたいのは、事前にこういったものがホームページなり、しっかりとほかのところを見ると、結構詳しく、このときはということで、またここから飛んで行って確認できるとか、そういったホームページのつくり方もされておまして、非常に親切だと思っております。ですからやはり、家族がやるべきことはたくさんありますので、何からやればいいのか分からないというところで、是非事前のおくやみハンドブックみたいなものがあれば、いろいろとチェック体制もできるし、ある意味、親が元気なうちにいろいろ話合いもできるということで、町民サービスにつながっていくものと考えて質問をしておりますので、その辺をまたご検討いただいて、よりよいホームページ、または、できればそういったハンドブック、これにプラスしていただいて、希望する町民には配るとか、こういうのが南風原町にはありますというお知らせを是非していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。以上です。